

運 営 規 程

通所リハビリテーション
介護予防通所リハビリテーション

医療法人社団 白美会

にいがた総合介護サービス

医療法人社団 白美会
にいがた総合介護サービス運営規程
〈 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション 〉

(規程の目的)

第1条 この規程は、医療法人社団 白美会（以下「事業者という」）が運営するにいがた総合介護サービス（以下「事業所」という。）における指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション等」という。）について、その運営に関する事項を定め、効果的な事業運営と通所者に対する適正な処遇を確保することを目的とする。

(事業所の目的及び運営方針)

第2条 施設は、ケアプラン及び通所リハビリテーション計画・介護予防通所リハビリテーション計画（以下「通所リハビリテーション計画等」という。）に基づき、要介護状態又は要支援状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を行うこととする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 指定通所リハビリテーション等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

5 前項の他「新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月21日新潟市条例第88号）」及び「新潟市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援方法の基準に関する条例（平成24年12月21日新潟市条例第92号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称・所在地)

第3条 事業を実施する当事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 事業所の名称 にいがた総合介護サービス

(2) 事業所の所在地 新潟県新潟市西蒲区巻甲4368番地

(利用定員等)

第4条 事業所の指定通所リハビリテーション等の実施単位ごとの利用定員等は次のとおりとする。

1 単位目 利用定員 60名

営業日 月～土曜日（祝日含む）

営業時間（サービス提供時間） 9：00～17：00

休業日 日曜日、1月1日、1月2日、1月3日

(定員の遵守)

第5条 事業所は、利用定員を超えて指定通所リハビリテーション等の提供を行ってはならない。

(通常の事業の実施地域)

第6条 事業所が、通常の事業実施の対象とし、送迎を行う地域は次のとおりとする。
新潟市（西蒲区）、燕市の一部（旧吉田町、旧燕市）

(職員の職種及び員数)

第7条 事業所は、指定通所リハビリテーション等に次の職員を置く。

- | | |
|-------------------------|------|
| (1) 医師（管理者） | 1名 |
| (2) 看護職員 | 1名以上 |
| (3) 介護職員 | 2名以上 |
| (4) 理学療法士又は作業療法士又は言語療法士 | 2名以上 |
| (5) 支援相談員 | 1名 |
| (6) 管理栄養士 | 1名 |

(職務の内容)

第8条 前条に掲げる職種の職務内容は、次のとおりとし、職員の具体的な業務分担については別に定める。

(1) 管理者

理事会の決定する方針に従い、事業所の運営管理を総括すること。

(2) 医師（管理者）

管理者の命を受け、利用者の健康管理と保健衛生の指導及び医療の処置に適切な措置を講ずること。

(3) 看護職員

管理者（医師）の指示を受けて行う利用者の看護、保健衛生及び介護に関すること。

（４）介護職員

管理者の命を受けて行う利用者の日常生活全般にわたる介護に関すること。

（５）理学療法士又は作業療法士又は言語療法士

管理者（医師）の指示を受けて行う利用者の機能訓練指導に関すること。

（６）支援相談員

管理者の命を受けて行う利用者の生活相談、指導に関すること。

（７）管理栄養士

管理者の命を受けて行う利用者の栄養管理指導、献立の作成、栄養の計算、食品の管理及び調理指導に関すること。

（勤務体制の確保）

第 9 条 事業所は、利用者に対して、適切な指定通所リハビリテーション等のサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 事業所は、当該施設の職員によって指定通所リハビリテーション等のサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 事業所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

（内容及び手続の説明及び同意）

第 10 条 事業所は、指定通所リハビリテーション等の提供に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書により利用申込者の同意を得るものとする。

（受給資格等の確認）

第 11 条 事業所は、指定通所リハビリテーション等の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定又は要支援認定の有無及び要介護認定又は要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 事業所は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定通所リハビリテーション等を提供するように努めるものとする。

(サービスの提供)

第12条 事業所は、その心身の状況若しくは病状により、事業所において、診療に基づき実施される計画的な医学管理の下における理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを受ける必要があると認められる者を対象に、指定通所リハビリテーション等を提供するものとする。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第13条 事業所は、指定通所リハビリテーション等を提供するにあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅サービス事業者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 事業所は、指定通所リハビリテーション等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族等に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者等に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第14条 事業所は、利用の際に要介護認定又は要支援認定を受けていない利用者について、要介護認定又は要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 事業所は、要介護認定又は要支援認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定又は要支援認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(サービス提供の記録)

第15条 事業所は、指定通所リハビリテーション等を提供した際は、提供年月日及び内容、介護保険法の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は居宅介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画及び予防居宅サービス計画を記載した書面等に記載するものとする。

(健康手帳への記載)

第16条 事業所は、提供した指定通所リハビリテーション等に関し、利用者の健康手帳の医療に係るページに必要な事項を記載するものとする。ただし健康手帳を有しない者については、この限りではない。

(通所リハビリテーション計画・介護予防通所リハビリテーション計画の作成)

第17条 医師及び理学療法士又は作業療法士又は言語療法士その他専ら指定通所リハビリテーション等の提供に当たる職員は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に共同して利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえリハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画（以下「通所リハビリテーション計画等」という。）を作成するものとする。

- 2 職員は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画等に従ったサービスの実施状況及びその評価をリハビリテーション記録に記載する。

(通所リハビリテーション等の取扱方針)

第18条 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

- 2 事業所は、指定通所リハビリテーション等の提供に当たって、医師の指示及び前条に規定する通所リハビリテーション計画等に基づき、利用者の心身の機能の回復維持を図り、日常生活の自立に資するよう妥当適切に行うものとする。
- 3 事業所は、指定通所リハビリテーション等の提供に当たって、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、適切なサービスの提供を行う。特に痴呆の状態にある要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整えるものとする。

(衛生管理等)

第19条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。

- 2 事業所は、当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置などを活用して行うことができるものとする。）を月1回以上開催（併設病院との合同開催を含む。）するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練（併設病院との合同開催を含む）を定期的実施する。

(利用料等の受領)

第20条 指定通所リハビリテーション等の利用料は、厚生労働大臣が定める告示上の基準額とし、法定代理受領サービスの場合は、利用料の1割、2割又は3割負担額と食事の標準負担額とする。

ただし、利用者が利用料等の減免の認定を受けている時は、その認定に基づく支払を受けるものとする。

- 2 事業所は、前項に定めるもののほか、保険対象外費用（キャンセル料含む）については、重要事項説明書により支払いを受ける。
- 3 事業所は、前1、2項に掲げる費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ、利用者又はその家族等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名捺印（記名押印）を得るものとする。
- 4 前1、2項に掲げる額を変更するときは、あらかじめ、利用者又はその家族等に対して変更について文書により説明し、同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第21条 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーション等に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定通所リハビリテーション等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(留意事項)

第22条 利用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 利用に当たっては、通所リハビリテーション計画等に基づいて利用し、職員の指導に従い、規律を守り相互の友愛と親和を保ち、心身の安定を図るよう努めること。
- (2) 他の利用者に迷惑をかけず、相互の融和を図るよう努めること。
- (3) 施設の清潔、整頓その他環境衛生の保持のために協力すること。
- (4) 建物、備品及び貸与物品は大切に扱うよう努めること。
- (5) 火災予防上、次の点については特に注意を払い、火災予防に協力すること。
 - ア 敷地内は禁煙とする。
 - イ 発火の恐れのある物品は、敷地内に持ち込まないこと。
 - ウ 火災防止上、危険を感じた場合は、直ちに職員に連絡すること。

(身上変更の届出)

第23条 利用者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに管理者

に届出なければならない。

(非常災害対策)

第24条 管理者は、災害防止と利用者の安全を図るため、別に定める防災に関する規程に基づき、防火管理者及び消防計画を定め、常に利用者の安全確保に努めるとともに、非常災害に備えるため、所轄消防機関と連絡を密にして、定期的（年2回以上）に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施にあたって、医療機関、他の社会福祉施設及び地域住民の参加が得られるよう、又、非常災害時に連携を構築するよう努めるものとする。

(掲示)

第25条 事業所は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持等)

第26条 事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密及び個人情報を漏らしてはならない。

- 2 事業所は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、サービス担当者会議等において、居宅介護支援事業者等に対して、利用者及び利用者のその家族等に関する個人情報を提供する際には、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第27条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6月に1回以上開催（併設事業所との合同開催を含む）するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備。
 - (3) 虐待防止のための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等

高齢者を現に養護するもの) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第28条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開をはかるための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情処理)

第29条 事業所は、その提供した指定通所リハビリテーション等に関する利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置し、別紙「利用者からの苦情を処理するために講じる措置の概要」に基づいて措置するものとする。

- 2 事業所は、その提供した指定通所リハビリテーション等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、その提供した指定通所リハビリテーション等に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、苦情を申し立てた利用者に対していかなる差別的な扱いを行わない。
- 5 事業所は苦情の内容について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(地域との連携)

第30条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(緊急時及び事故発生時の対応)

- 第31条 事業所は、現に指定通所リハビリテーション等の提供を行っているときに利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医師及び管理者に指示を仰ぎ必要な措置を講ずるとともに、必要に応じ主治の医師へ対し連絡を行うものとする。
- 2 事業所は、事故が発生した場合には、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 事業所は、前2項の緊急時及び事故の状況、その際採った措置について記録しなければならない。
 - 4 事業所は、指定通所リハビリテーション等の提供を行っているときに、賠償すべき事故等が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

- 第32条 事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。
- 2 正当な理由なしに指定通所リハビリテーション等の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態又は要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。
 - 3 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(記録の整備)

- 第33条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。
- 2 事業所は、利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
 - ① 通所リハビリテーション計画等
 - ② 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - ③ 市町村への通知に係る記録
 - ④ 苦情の内容等の記録
 - ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営に関する留意事項)

- 第34条 事業所は、全てのリハビリテーション従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修会の機会を設けるものとし、また、商務執行体制につい

ても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 事業所は、適切な指定通所リハビリテーション等の提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境が害されることを防止するために必要な措置を講じるものとする。
 - 3 この規程に定めるもののほか、介護保険法、介護保険法施行令等関係各法令を遵守し、さらに必要な事項については別に定める。

附則

この規程は、平成20年11月1日から施行する。

平成20年11月1日	施行
平成21年8月1日	改定 (利用定員20名から40名に変更)
平成23年11月1日	改定 (利用定員40名から50名に変更)
平成24年4月1日	改定 (営業日に日曜日を追加、事業実施地域に旧燕市を追加)
平成25年2月12日	改定 (利用定員50名から60名に変更)
平成25年7月1日	改定 (記録の保存期間変更)
平成27年4月1日	改定 (料金表の変更)
平成27年8月1日	改定 (利用者負担額、料金表の変更)
平成29年4月1日	改定 (料金表の変更)
令和1年8月1日	改定 (利用料の負担額)
令和1年11月16日	改定 (休業日1月3日追加、別表料金表の削除)
令和3年5月1日	改定 (営業日 月～金曜日 (祝日含む) に変更) (休業日 土曜日 を追加)
令和4年6月1日	改定 (営業日 月～土曜日 (祝日含む) に変更) (休業日 土曜日 を削除)
令和5年4月1日	改定 (各章の削除) (全文『通所リハビリテーション』の前に『指定』を追加) (全文『通所リハビリテーション及び介護予防リハビリテーションサービス等』を『指定通所リハビリテーション等のサービス』に変更) (全文『家族』のあとに『等』を追加) (第1条 医療法人社団 白美会を「事業者という」を追加) (第1条 介護保険法条文を省略) (第2条1項の文末を変更) (第2条2から5項を追加) (第13条1項 利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、居宅サービス事業者を追加) (第19条2項の文末を変更、1から3号を追加) (第20条3項『署名』のあとに『捺印』を追加) (第22条1項5号のア、イ『施設』を『敷地』に変更) (第24条2項を追加) (第27条『虐待防止に関する事項』を追加) (第28条『業務継続計画の策定等』を追加) (苦情処理を第29条に変更) (第29条の連絡先、利用方法等を削除) (第29条5項を追加)

(地域連携を第30条に変更)

(緊急時及び事故発生時の対応を第31条に変更)

(利用者に関する市町村への通知を第32条に変更)

(記録の整備を第33条に変更)

(第34条その他運営規程に関する留意事項を追加)

(補則を第34条3項に移動)